

議案第 108 号

鳥取県町村消防災害補償組合設立について

地方自治法第百八十四條第一項の規定に基き、非常勤消防団員の公務災害補償及び消防作業に従事した者の災害給付に關する事務を鳥取県内の他の全町村と共同処理するため、別紙規約により鳥取県町村消防災害補償組合を設立するものとする

昭和二十九年九月三十日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和二十九年九月三十日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 幸



鳥取県明村消防災害補償組合理約

第一章 総則

(名称)

第一條 この組合は、鳥取県明村消防災害補償組合と称する。

(組合を組織する町村)

第二條 この組合は、鳥取県内ノ全町村(以下「組合町村」という)を以て組織する。

(共同処理する事務)

第三條 この組合は、消防組織法第十五條ノ四ノ規定により、町村が処理すべき

非常勤消防団員ノ公務災害補償に關する事務、及び消防法第三十六條ノ二ノ規定により、町村が処理すべき消防作業に從事した者ノ災害給付に關する事務を共同処理することを目的とする。

(事務所ノ位置)

第四條 この組合ノ事務所は、鳥取県明村會事務所内に置く。

第二章 議會

(議會ノ組織)

第五條 組合ノ議會ノ議員ノ定数は二十人とし、組合町村ノ長ノうち鳥取県明村會ノ議長ノ職にある者をもつてこれに充てる。

(議會ノ議長)

第六條 組合ノ議會ハ、組合長を以て議長とする。

2 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、副組合長が年表の順により、議長の職務を行う。

第三章 執行機関

第七條 (組合長及副組合長)

組合長及副組合長二人を置く。

- 2 組合長は、為取県町村会長の職にある者をもつてこれを充て、副組合長は、為取県町村会副会長の職にある者をもつてこれを充てる。
- 3 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。

(附則)

第八條 組合に更替その他の職員を置くことができる。

- 2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。

(監査委員)

第九條 組合に監査委員二人を置く。

- 2 監査委員は、為取県町村会の理事の職にある者をもつてこれを充てる。

第四章 経費の支辨方法

(経費の支弁方法)

第十條 組合の経費は、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもちてこれを充てる。

- 2 前項の負担金の金額及び支辨方法は、組合町村の人口(官報で告示された)及び組合の面積調査によつて算する金額の人口調査の進捗に基き、これを充てる。

非帯動消防団員定数(その年度の初日の属する年の一月一日現在におけるもの)
を基準として、毎年度組合の議会の議決を経てこれを定める。但し負担金の
一部は組合町村に均一の額をもつて分賦することができ

附 則

この規約は、昭和二十九年十月一日から施行する